

地域生活支援拠点等の整備について

1. 地域生活支援拠点等とは

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支えるサービス提供体制のことを指しており、令和6年度から障がい者総合支援法に位置付けられ、厚生労働省の基本指針に基づき、各市町村における設置が努力義務とされたところです。

2. 整備の目的

障がいのある方が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、以下の体制構築を目指します。

- ① 緊急時の迅速確実な対応：緊急時の相談支援や短期入所（ショートステイ）の活用により、地域生活の安心感を担保します。
- ② 地域移行・自立の推進：体験の機会提供や住まいの場を確保し、共同生活援助や一人暮らしなど、生活の場の移行を支援します。

3. 備えるべき5つの機能

本拠点は、以下の5つの機能を備えることを基本とします。

- （1）相談：地域移行や自立に向けた相談・コーディネート
- （2）緊急時の受け入れ・対応：短期入所等の活用、緊急時の必要な対応
- （3）体験の機会・場：一人暮らしや共同生活援助への入居体験等
- （4）専門性の確保：人材の養成・確保、関係機関との連携
- （5）地域の体制づくり：サービス拠点の整備、コーディネーターの配置

4. 本市における整備の考え方

項目	内容
整備手法	本市は1カ所に機能を集約した設備が無いため、既存の地域のサービス等と連携する「 <u>面的整備</u> 」を見込んでいる。 ※面的整備…地域における機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担し整備すること
連携体制	既存の社会資源を活用したネットワーク型の体制づくり
コーディネート	緊急時に備えた相談・緊急時の対応、地域移行の推進等は、専門性の高い相談支援専門員等を配置している「基幹相談支援センター」が担うこととする。

5. 今後の進め方

『恵庭市障がい福祉計画』に基づき、引き続き恵庭市障がい者地域自立支援協議会で検討や意見の聴取し、社会福祉審議会への諮問を経て、関係機関と一体となって本年度中の地域生活支援拠点等の整備を行います。